

三建国保 保険料減免制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員さんで、下記に該当する人は保険料の減免制度の申請ができますのでご案内します。

○対象となる人・・・次のアからウのすべてに該当する人

- ア 令和元年分の主たる収入が「営業」または「給与」
- イ 令和2年2月～7月のうち任意の連続する3か月間の営業収入または給与収入が、前年比で30%以上減少する（新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となったことに対する保険金等がある場合は減少額から差し引きます）

* 計算方法

営業の場合（下に具体例を示します）

- ① 「3か月間の営業収入（売上）の合計+保険金等」を4倍します
- ② 4倍した金額を、令和元年分確定申告書の営業収入欄の金額で割ります
- ③ ②の数字が「0.7以下」となれば減免の対象です

給与の場合

- ④ 「3か月間の給与明細の給与支払額合計+保険金等」を4倍します
- ⑤ 4倍した金額を、令和元年分源泉徴収票の支払金額欄の金額で割ります（支払金額欄に賞与が含まれる場合は差し引いてください）
- ⑥ ⑤の数字が「0.7以下」となれば減免の対象です

- ウ 令和元年分の総所得金額（不動産所得や譲渡所得等を含みます）が1,000万円以下
- * 収入ではなく所得です

○減免の期間・・・令和2年4月から9月までの保険料

申請した時期に関係なく上記6か月分を減免します

○減免の内容・・・次の2通り

- ・収入の減少率が50%以上（上で計算した数字が0.5以下） 全額を免除
- ・収入の減少率が30%以上（上で計算した数字が0.7以下） 半額に減額

○減免の方法・・・組合のシステム上、引き落としを停止することができないため、口座振替をさせていただいた後、毎月28日（金融機関が休みのときは翌営業日）に減免分保険料を振り込みます

○申請の方法・・・3か月間の帳簿や給与明細などの添付書類と印かんをお持ちの上、ご所属の支部窓口で申請してください

* 添付書類

- 営業の場合 3か月間の営業収入が分かる帳簿等、令和元年分確定申告書の写し、保険金等の補てんがある場合はその金額がわかるもの
- 給与の場合 3か月間の給与明細等、令和元年分源泉徴収票の写し、保険金等の補てんがある場合はその金額がわかるもの

減免の対象となる一例

営業の場合

令和2年收入（帳簿の金額） * 保険金等なし

2月の売上 100万円

3月の売上 70万円

4月の売上 20万円

5月の売上 20万円

6月の売上 50万円

7月の売上 50万円

収入が下がった連続する3か月合計90万円



90万円×4=360万円

* 4倍することで1年間の収入見込みになります

令和元年收入

確定申告書の「営業」欄の収入金額 800万円

○ $360\text{万円} \div 800\text{万円} = 0.45$ → 0.7以下になりますので減免の対象です

昨年と今年で働き方が変わった場合

○ 昨年の途中で独立した人は、独立してからの収入を年間に計算しておします。

例) 9月に独立した場合は、9～12月分の収入を3倍して年間収入とします。

○ 今年に入ってから独立した人は、昨年との比較ができないため減免の対象とはなりません。